

刈羽中学校いじめ防止基本指針

① いじめの定義

第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍してい当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

② いじめ防止に関する基本理念

- ア いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを理解し、もっとも身近で深刻な人権侵害案件として認識する。
- イ いじめを受けている（している）生徒だけの問題とせず、いじめについて真剣に考え、いじめを許さない生徒を育てる。
- ウ いじめのない、安全・安心な学校生活が送れるように学校、保護者、地域が連携する。

③ いじめ防止に向けた方針

- ア 誰もが安心して居心地良く生活できる、いじめを生まない学校づくりに努める。
- イ 生徒に対して定期的なアンケートや日常的な観察、生徒理解の会などを実施し学校組織をあげて、生徒一人一人の状況把握に努める。
- ウ いじめのない学校生活をつくるという意識を育むため、生徒が主体となっていじめを防止する取り組みを実践する。
- エ いじめを絶対に許さない、またいじめられている生徒を守ることを意識し、校長、生徒指導主任のリーダーシップのもと全教職員が組織的に取り組む。

④ いじめ防止の取組の具体化に向けての注意事項

ア いじめの防止

- ・ 生徒自らが「いじめ」を自分たちの問題として考え、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

- I いじめは重大な人権侵害であり、被害者、加害者、周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- II いじめは刑事罰（損害賠償責任の発生）の対象となり得ること。
- III 実例を示しながら、人権擁護、いじめ撲滅の意識を醸成すること。

- ・ 発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導や支援を行う。
- ・ 性同一性障害や、性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめや偏見を防止するため、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知徹底する。
- ・ 東日本大震災により被災した生徒については、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に努める。

イ いじめの早期発見

- ・ 些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、いじめを積極的に認知する。
- ・ 日頃から生徒との信頼関係に努め、生徒の変化や変容を見逃さないように努める。
- ・ 学校生活に関するアンケートや教育相談を定期的に行い、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

ウ いじめに対する処置

- ・ いじめに対しては、特定の教員で抱え込まず、必ず全教職員で情報を共有した上で、速やかに校内のいじめ対策委員会で組織的に対応し、被害生徒を守り通すことを第一にする。
- ・ 生徒の生命、身体や財産に重大な被害が生じている場合は、直ちに警察に通報し、連携して対応する。

いじめ解消の要件

- I いじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等も含む）が止んでいる状態。少なくとも3ヶ月を目安とする。
- II 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒及び保護者に対して面談等により確認する。

- ・ いじめが解消に至るまで、被害生徒の支援を継続する。支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を明確にする。
- ・ 全教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を、日常注意深く観察する。また、必要に応じていじめの後遺症（PTSD等）へのケアを行う。

エ 刈羽中学校いじめ防止の取組

(ア) いじめ防止スローガン

刈羽中学校はいじめをしない・させない・見逃さない

(イ) 教職員によるいじめ防止の取組

- ・ 毎月月初めに生活アンケートを実施しそれに基づくチャンス相談の実施
- ・ 年2回の全校いじめ見逃し0アンケート（SNSトラブルも含む）の実施
- ・ 生活ノートを通しての学級担任との心の交流
学校スクールカウンセラーによるカウンセリングとコンサルテーションの実施
- ・ 年2回の相談週間を実施。生徒全員から悩みの聞き取り。
- ・ 「生徒指導報告」の全職員への共有と回覧

(ウ) 生徒によるいじめ防止の取組

- ・ いじめ見逃し0アンケートに基づく友愛集会の実施
- ・ 各委員会による朝会や給食などでのグループ活動や、レク活動等の異学年交流活動の実施（友増活動）

(エ) 保護者・地域・村教育委員会・村青少年育成会議・村いじめ対策委員会との連携による啓発活動

- ・ 年1回の小中連携による「小中連携友愛集会」の実施
- ・ 人権啓発にかかるわる活動の実施
- ・ 年1回のPTA校外指導部主催の講演会の実施